

# KITA きつね通信

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/> 

03  
March  
2019  
No.042



クローズアップ北区

(有) タナカフォトスタジオ

北区を食べる

炭火焼肉 きたむら

# 広いスタジオで あなたの素敵な笑顔を

東京北區のタナカフォトスタジオは、JR山手線駒込駅より徒歩5分の都内有数の広い写真スタジオです。

証明写真撮影、七五三、成人式、結婚写真、お宮参りや卒業入学などの記念写真撮影など衣装・美容等準備もでき、様々な撮影を行っています。



本館1階



本館2階

メインスタジオは横幅4.9mと、山手線の利用圏としては大きなスタジオです。2013年夏に改装工事を行い、様々な背景やシチュエーションでの撮影が可能となりました。

スタジオには美容室が隣接しており、ヘアメイクや着付けをして頂いても、着崩れないままの撮影が可能です。各種記念撮影をはじめ、証明写真、商品撮影など幅広い撮影ニーズにお応え出来ます。



(有)タナカフォトスタジオ

代表取締役:

田中 倶充

所在地:

〒114-0024

東京都北區西ヶ原 1-55-14

営業時間:

10:00~18:00

定休日:

火曜日(一部水曜日)

TEL:

03-3949-4753

URL:

<http://www.t-st.co.jp/>



## 着付けいたします。



撮影有無に関わらずお着物の着付けを承っています。留袖、訪問着、羽織袴からゆかたまで。着崩れせず苦しくない着付けにご好評頂いております。

## 姉妹店:スタジオ「ライト」



ライト 外観



ライト スタジオ内部

当店の本郷通り沿いに新しいスタジオがオープンしました。メインスタジオは2階にありますが、こちらは1階にあるため車イスや階段の移動が困難な方でも容易にご撮影頂けます。

こちらでは証明写真撮影のほか、自然光を採り入れたプロフィール用撮影などもご撮影出来ます。

## 平成31年新春講演会

平成31年1月22日(火) 於:北とびあ 天覧の間

# 「怒りを味方につける9つの習慣 ～人生が変わるアンガーマネージメント入門～」



講師 瀬戸口 仁 氏

司会の矢口委員長



アンガーマネジメントについて語る瀬戸口氏。

アンガーマネジメントを通してどのように私たちは怒りを味方につけることができるのだろうか。氏は「怒りを味方につけるキーワード」として、「**6秒**、**三重丸**、**分かれ道**」の3つの言葉を挙げた。このキーワードから9つの習慣を実にわかりやすく且つ楽しく解説いただいた。第一に「**6秒**」、これは怒りのMAXの時間とのこと。この6秒をやり過ごすことで自分の中にある怒りの感情を無くすこと或いは相手がいる場合その相手との関係を悪くすることを避けるという。それを実行するために気をつける習慣として、「**①カウントバック**」これはただ単に6→5→4…というようなものではなく、なるべく大きな数字から引くようなかたちで。氏が例に挙げたことは100から3ずつ引く(100→97→94…)のような。次の「**②呼吸リラクゼーション**」は鼻から吸って止めて口から出す。これを3回繰り返すこと。次に「**③ストップシンキング**」。これは“考えるな”→“やめとけ”→“ストップ”、ミスをした時にこのことを心の中で唱えること。次に「**④グラウンディング**」。これは相手がいる場合、その相手との間にある何か物等へ意識を移し、そして再びその相手と相対すること。最後に「**⑤タイムアウト**」。これもやはり相手がいる場合、その目の前の人から逃げること。そしてある程度の時間を置き、再び相対する。その間にはいけないことは飲酒と運転だそうだ。①から⑤までに挙げたことに共通することは「**6秒以上かけてやり過ごす**」ことであると氏は説く。第二に「**三重丸**」、これは人夫々価値観が異なるものであり、一つの価値観で考えた時に「同じ」「許容範囲内」「違う」という三つのカテゴリーに分けることができる。人間は相手と意見が異なる場合、往々にしてそれを間違っているとする傾向にあるものだという。この気持ちをコントロールするために次の習慣を身につけるよう言われた。まず「**⑥アンガーログ**」。これは自分が腹を立てたことを文字にして見える化すること。要は怒りを書き出すことである。次に「**⑦スケールテクニック**」。これは自分の怒りに点数をつけることである。先に申し上げたアンガーログによって書き出した怒りに自分で点数をつけるのである。⑥と⑦



熱心に傾聴する参加者。メモを取る方も。

によって自分で怒りを検証し、相手との価値観の相違の許容範囲を広げることで自分をよりコントロールできるようになることであろう。第三に「**分かれ道**」、これは世の中には自分でコントロールできないことがあり、それを自身の気持ちの中で仕分けすることである。コントロールできないものは、過去(後悔)、未来(不安)であり、現在の自分は気持ち次第でコントロールできる。もちろん、現在でも天気等の自然現象や人の心等は自分ではコントロールは到底できないのであるが。ではこれをどのようにすれば味方につけることができるのか。それをするための習慣として、まず「**⑧ブレイクパターン**」これは日常の行動(無意識に行われる行動、例えば出社ルート等)を少しだけ変えること。敢えて無意識に行われる行動を変えることによって、今まで遭遇し得なかったことに遭遇した際に自分をコントロールする心理トレーニングをすること。そして「**⑨24時間アクトカーム**」これは1日怒らない日を作ること。苛苛するようなことがあってもムツとするようなことがあっても、表情に出さない・言葉にしない・行為にしない、というやはり自分をコントロールする心理トレーニングをすること。これを行う日は、公私共に自分にゆとりがあるような日に行うのではなく、敢えて忙しい日に行うことが大事であると氏は説くのである。

改めて氏はアンガーマネジメントとは心理トレーニングであり、この9つの習慣を通して日々心を鍛錬することで、怒りを味方につけることができると締められた。

公益事業推進委員長 矢口 哲也



日々の鍛錬で「怒りを味方」に。

# 平成31年新年賀詞交歓会

## 一堂に会し初春を寿ぐ

平成31年1月22日(火) 於：北とびあ13階 飛鳥ホール



年頭の挨拶 水越会長



田村副会長の挨拶で開会



木下北都税事務所長



花川北区長



田島王子税務署長



田坂王子税務署副署長



新年賀詞交歓会  
公益社団法人 王子法人会

閉会の挨拶

宴もたけなわ

## 平成最後記念となる 新年賀詞交歓会

常任幹事 莊澤 道代

女性部会主催の新年賀詞交歓会が平成31年2月1日(平成年号としては最後)に北とびあ天覧の間にて開催致しました。

新年会と言う事で岡崎部会長はじめ着物姿でご出席いただき皆様のおかげで会場はより一層お正月らしく華やいだものになりました。

開催日を迎えるまでには心配事がありました。今年になってから、降水量が記録的に少ない為に猛威を振っているインフルエンザです。ご出席の方々に害が及ばなければよいと思っておりました。そしてもう一つは開催日前日に発表された「雪」の天気予報。会場までお出向いただくのに障りになるのではないかと言う事でした。しかし、天気予報は外れカラカラの空気を湿らす雨が降っただけで当日は澄み切った青空となり60名を越える方にご出席をいただきました。これもひとえに法人会活動にご尽力下さっている皆様の常日頃のお心かけの賜物と感謝しております。

さて、会は岡崎部会長の挨拶から始まり、水越会長の挨拶と続き清水副会長の乾杯で会食となりました。岡崎部会長からも水越会長からも雪の心配をなされたとお話がありました、お集まりいただく方の足元をご心配されてのことですね。ありがとうございます。



岡崎部会長の挨拶



水越会長の挨拶



清水副会長による乾杯



山田常任幹事の閉会



赤羽地区によるデモンストレーション



イケメン青年部会勢ぞろいで会場も元気に

二部のアトラクションでは新年最初の運試しとしてビンゴゲームを行いました。私自身、女性部会の賀詞交歓会に参加したのは今回を含めて3回目。しかもいずれの会も著名なプロの方をお呼びして舞台を飾っていただくと言うものでした。しかし今年は自分たちでビンゴゲームを開催して盛り上げようと会議で決まり、赤羽が担当地区となり今回こうして作り手側に回る事となったのです。そこで日を改めて赤羽地区役員全員で集まり担当、予算、買い出し等を決めました。7人集まるとさまざまな意見が出てきました。どれも一理あり。どの企画も楽しい。これを組立て行く作業はとても楽しくチーム赤羽としてひとつに纏まって行く感じでもとても素敵な時間でした。

そして迎えた当日、流れと担当の再確認をしてゲームがスタート。始まってしまうと自分の仕事でいっぱい周りを見る余裕などなく、気づいた時にはゲームは終わっていました。その時の事を振り返ってみると穴があったら入りたい気持ちでいっぱいです。また急遽、水越会長はじめ副会長の皆様にビンゴ景品の出品を依頼したにも関わらず快くご提供いただいた事に改めてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。きつ、「女性部会の為なら」との思いからだと思えます。

(男気を感じました)これもひとえに、歴代の女性部会に携わってきた人達の努力の積み重のおかげだと思います。ゲーム中は不手際や進行でご迷惑をお掛けしたことも多々あった事と存じますが、この場を借りてお詫び申し上げます。でも楽しんでいただけたと信じております。

どうぞ今年も女性部会を宜しくお願い致します。



一番先にビンゴした武田さん  
思わずにっこり

# さらなる発展を願って華々しく開催。 そして輝ける50周年へ。

常任幹事 川頼 隆啓

王子法人会青年部会は創立から40年の節目を迎え、平素より御支援・御協力を賜っている皆様をお迎えし、平成31年1月29日、創立40周年記念講演・祝賀会をつつがなく迎えることができましたことをご報告いたします。

また、当日ご参加くださいました、水越会長を始めとする公益社団法人王子法人会役員並びに各地区長、部会長の皆様、田島署長を始めとする王子税務署の皆様、花川区長を始めとする行政・関係団体の皆様、東京法人会連合会青年部会連絡協議会、東法連青連協第5ブロック各部会長の皆様に於かれましては、私共の祝宴に花を添えていただきました事を御礼申し上げます。



橋本部会長



山本寛氏



水越会長のごあいさつ



田島王子税務署長



花川北区長



田坂王子税務署副署長



遠藤東法連青連協副会長



酒井副会長

記念講演会はスカイホールにて、先達である歴代部会長へ謝意を表し、橋本部会長の王子法人会青年部会の歴史と次代へのメッセージを皮切りに、山本寛氏による「アニメと地域振興」の記念講演を私たちの街の更なる発展を祈念し開催いたしました。

講演後には水越副部会長と共に橋本部会長自ら、我々青年部会が「地域を知り、税を知る」をスローガンに北区全域を巻き込みながら取り組んできた租税教室、「きたっくすウォーク」の歩みと本年度開催した王子法人会青年部会主管、東法連青連協第5ブロック共同事業“都電deきっくす”を全国青年の集いにて東京都代表としてプレゼンを行うことにより得た貴重な経験を基に皆様の前でPV形式にて紹介させていただきました。

会場を改め、記念祝賀会は天覧の間にて水越会長、田島署長、花川区長、遠藤副会長よりのご祝辞を賜り、田坂副署長の発声の下、皆にて杯を交わしました。

御参会の皆様に加え、祝宴に花を添えてくださったのは、昨年租税教育活動を共に取り組み応援してくれたアイドルグループ“全力少女R”のミニライブです。7人の少女たちは華々しくも軽やかに参加者の目を釘付けにしました。

祝宴は青年部会OBである酒井副会長の言葉にて閉められ、榎本常任幹事の部会長を支え、青年部会の50周年へと歩み始めの誓いを以て幕を閉じました。

最後に、王子法人会青年部会50年、100年への飛躍を目標に掲げ40周年の記念すべき宴を晴れやかに迎えられたことに感謝申し上げ、創立40周年記念講演・祝賀会報告とさせていただきます。



全力少女Rのミニライブ

## きゅうりがこんなにも美味しく 生まれ変わる瞬間。

常任幹事 根立 静江

平成最後の年となる30年も残すところ1ヶ月余りとなった11月29日(木)、滝野川文化センターの調理室にて、赤羽の韓国料理「東京チゲ屋」のオーナーシェフ金勲聴さんを講師にお迎えし、オイキムチの講習会を開催いたしました。

23名の出席のもと「オイキムチ」と「サラダ風キムチ」の2種類を教えて頂きました。

まずキュウリに塩をふり、水気を切っておきます。決め手はキムチの素作りです。

大根の千切り、ニラ、唐辛子、アミの塩辛、砂糖、味の素、それにリンゴ、ショウガ、ニンニク、玉ねぎ、ネギをミキサーにかけたものを混ぜ合わせていくのですが、微妙な加減が難しく、何度も何度も味見をし、最後の調整はやはり先生の慣れた匙加減で完成することができました。

最初は唐辛子の量にびっくりしましたが、唐辛子は沢山入れたから辛いのではなく、バランスが大事なのであると教えて頂きました。味見をしていくうちにだんだんおいしくなっていくのがわかって感動しました。最後に水切りをしたキュウリと混ぜ、オイキムチが完成です。先生の『本場韓国の味を親しみやすく』をテーマに、約2時間の講習でしたが、辛いだけではないとっても美味しいオイキムチが出来上がりました。



ダンディな金勲聴先生

「どんなに美味しい物でも、自分の口に合わなければそれは美味しいとはいえない。」金先生に自分の好みの味を探り作るという調理の基本を教えて頂きました。材料をそろえるなど難しく、家ではなかなか挑戦できない体験のなか、みんなでワイワイしながらの味の調整はとても楽しい時間になりました。

次回の講習会も、皆様に喜んでいただける企画を準備したいと思いますので、是非ご参加くださいますようお願い致します。



役員も下準備に大変です。



美味しく出来て思わずピース



にんにくの香り漂う教室で集合写真

### 第5回

## 私と法人会

**法** 人会について、会員の皆様にインタビューするコーナー【私と法人会】。入会のきっかけ、入会した感想、実際の活動エピソードなどを掲載し、既存会員の交流ならびに新たな会員増強のヒントにつなげるための企画です。



Saito Sachiko

厚生事業推進委員長

齋藤 幸子

聞き手

広報委員

渡邊 文重

### ——王子法人会に入れたキッカケは？

いまから12～13年前になると思いますが、近所に熱心な方がいて、その方に誘われて入会しました。最初は盆踊りに参加してほしい、ということでした。

### ——そうすると、女性部会に参加するようになりますよね。

参加しているうちに、友達が増えていきました。私の会社は葬儀社ということもあり、自ら外に出て交流を広めるという機会は少なかったもので、その点は良かったと思います。

### ——自分もいつの間にか青年部会の常任幹事になっていたのですが(笑)

常任幹事になると式典や祝賀会など、司会やあいさつを担当することがありますよね。そうしたことが苦手だったので、最初は戸惑いました。こうした役割をすることになってから、ほかの方がどのようなことを話しているか、より真剣に聞くようになりました。

### ——厚生事業推進委員会の仕事について教えてください。

最近ですと、ディズニーシーへのバスツアーを企画しました。そのほかスプリングウォークや異業種交流会など、会員同士の交流を進める役割となっています。あとは、保険を紹介することもあります。

### ——大変なことはありますか？

優れた企画を提案する委員が多くいるので、私は楽をさせていただいています。実は、この号が出るあたりで、面白い企画を発表できると思います。募集人数に限りがあるので、早めに申し込んでください。

### ——最後にひと言お願いします。

とにかく法人会の活動に参加してみてください。そうしたら楽しいことがありますし、ためになることもあります。皆さん、ためらわずに参加してください。

## 往復貸し切りバスで行く! 東京ディズニーシー

副委員長 上川つや子

1月20日、穏やかな冬の日、厚生事業推進委員会の企画でディズニーシーへ行ってきました。大変好評で募集人数を大幅に増員して総勢60人、久々のバス2台で王子の三角公園を出発しました。道路も空いてスィスイ〜園内は自由行動でしたので集合写真は入り口前でパチリ📷



この日ばかりは現実を忘れて。



多くの皆様にご参加いただきました。

園内も空いてラッキー。人気の2大アトラクションを除いて、待ち時間0分〜15分。私たちは9個のアトラクションを楽しみました。

もちろんショッピングも楽しめましたよ( ^\_- ) ☆

海風が冷たいとの前情報から寒さ対策したのが裏目に出て、暑くてコートを脱いだり着たりでしたが、穏やかな暖かさのおかげで楽しい一日を過ごせました。

皆様との親睦の時間はありませんでしたが、それぞれに楽しんでいただけました。ご参加くださいました皆様ありがとうございます。

今後も色々企画してまいりますので厚生事業推進委員会の活動にご協力をお願い致します。



プロメテウス火山をバックに。

### 事業承継と自社株の評価の仕方講習会

平成31年1月23日(水) 於: 北とびあ 802号室

## 相続になってからでは遅すぎる自社株の評価



講師の田中氏

昨年に続き、上記講演会を大同生命保険株式会社、FP・相続シニアコンサルタント田中圭講師をお招きし開催させて頂きました。

事業承継問題については、「今後10年の間に70歳を超える中小企業・小規模事業所の経営者の数は200万人を越え、うち半数以上の企業は後継者未定」との情報を耳にした事がございます。

経営者に相続が発生した場合、被相続人所有の不動産、現金、預貯金、上場株式にまぎれ、盲点となっている自社株がございませぬ。上場会社の株なら、いつでも売却し、相続税に充当できますが、自社株ではそうはいきません。場合によっては、会社資産を売却し、相続税に充当するという事になり、結果、事業の継続が不可能といった事態も起こり得る訳でございます。

そこで、一定の条件をクリアすれば自社株に対する相続税を猶予、免除することを目的とした「事業承継税制」が編み出された訳でございます。この制度を利用するには後継者が必要となりますが、後継者がいない場合は自社株を含め相続手続きに入ります。後継者の有無にかかわらず、事前

税制・税務委員長 飯野 正則



司会の飯野委員長

に自社株の評価額を知っておく事、自社株の評価額を下げる対策を講じておくという事は、経営者にとって必要且つ重要な事と存じます。

これらの「お取り次ぎ」として企画させて頂いたのが、本講習会でした。昨年は、講習時間が短く計算に追われ電卓をたたくのが精一杯、関連説明が乏しかったとの反省を踏まえ、今回時間を拡大し開催させて頂きました。

例題会社の決算書を基に用意された試算用紙を埋めていく手法は昨年同様なので割愛させて頂きますが、難解である事には変わりありませんでした。

しかし、参加された20名の方々は真剣な眼差しで、一言も聞き漏らさずとの姿勢で受講され、内容の濃い充実した講習会ではなかったかと自賛している次第でございます。

田中講師、受講戴きました各位に心より感謝申し上げます。報告とさせて頂きます。



熱心に受講する皆様



# 北都税事務所からのお知らせ

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

エルタックス 受付時間:月～金 8:30～24:00

エルタックス **eLTAX** ご利用いただける手続き

### 法人住民税・事業税 地方法人特別税

電子申告

予定申告・中間申告  
確定申告・均等割申告  
修正申告・清算確定申告等

電子申請  
届出

法人設立・設置届出  
異動届出  
延長申請・届出

電子納税

本税 延滞金  
加算金 見込納付

### 事業所税 (23区内)

電子申告

納付申告・修正申告  
免税点以下申告  
事業所用家屋貸付等申告

電子申請  
届出

事業所等新設・廃止  
減免申請  
みなし共同事業に関する明細

電子納税

本税 延滞金  
加算金

### 固定資産税(償却資産) (23区内)

電子申告

償却資産申告

詳しくはこちらから

エルタックス

検索

eLTAX ホームページ  
http://www.eltax.jp/

#### ■ 利用手続についてのお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459(左記電話につながらない場合:03-5500-7010) 受付時間 平日9:00～17:00

#### ■ 申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ

所管都税事務所の各税目担当班(電子申告等)・徴収管理班(電子納税)

ハローワーク  
からの  
お知らせ

## キャリアアップ助成金 (7 短時間労働者 労働時間延長コース) のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

1 正社員化コースからご案内してきましたが、今回は最終回、7 短時間労働者労働時間延長コースについてご案内します。

○雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した場合に助成します。

### 支給額

…( )は生産性の向上が認められる場合の額、( )内は大企業の額、1と2合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数15人まで

- |   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| 1 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合   | 1人当たり              | 19万円(24万円)(14万2,500円(18万円))                |
| 2 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した場合 | ●1時間以上 2時間未満：1人当たり | 3万8,000円(4万8,000円)(2万8,500円(3万6,000円))     |
|   | ●2時間以上 3時間未満：1人当たり | 7万6,000円(9万6,000円)(5万7,000円(7万2,000円))     |
|   | ●3時間以上 4時間未満：1人当たり | 11万4,000円(14万4,000円)(8万5,500円(10万8,000円))  |
|   | ●4時間以上 5時間未満：1人当たり | 15万2,000円(19万2,000円)(11万4,000円(14万4,000円)) |

### 対象となる労働者

- 1 支給対象事業主に雇用される有期契約労働者等であること。
- 2 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する労働者であること。
  - (1) 週所定労働時間を5時間以上延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者
  - (2) 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて13%以上昇給している者
  - (3) 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて8%以上昇給している者
  - (4) 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて3%以上昇給している者
  - (5) 週所定労働時間を4時間以上5時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて2%以上昇給している者
- 3 週所定労働時間を延長した日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であること。
- 4 週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。
- 5 支給申請日において離職していない者であること。

### 対象となる事業主

- 1 雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した事業主であること。
- 2 上記①により週所定労働時間を延長し、新たに社会保険の被保険者になった労働者を、延長後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して延長後の処遇適用後6か月分の賃金を支給した事業主であること。
- 3 上記①により週所定労働時間を延長した日以降の全ての期間について、当該労働者を雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。
- 4 上記①により週所定労働時間を延長した際に、週所定労働時間及び社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成及び交付している事業主であること。
- 5 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあつては、当該生産性要件を満たした事業主であること。

専用のパンフレットがございますので、詳細については、ハローワークまたは東京労働局助成金事務センターへお問い合わせ願います。ぜひ助成金制度をご利用ください。

## 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



### ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

### ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え(「軽減税率対策補助金」の活用の検討)
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き(一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。)

### ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認

### ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し(商品マスタの見直し)
- 税率区分に応じた経理処理の見直し(経理処理マニュアルの整備)
- 納品書や請求書などの帳票の見直し(取引先との連絡・調整)
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

### ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録(商品マスタの整備)
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修(説明会等への参加)、店頭などでの消費者向けの周知(店頭ポスターなど)

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



# ダイレクト納付を利用した予納 平成31年1月4日開始!

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 例 定期的に均等額を納付する場合



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）  
 (注) 電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。

<h3>インターネットバンキングで電子納税</h3> <p>金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。</p>	<h3>モバイルバンキングで電子納税</h3> <p>金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。</p>	<h3>ATMで電子納税</h3> <p>インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。</p>
--	---	--

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー (www.pay-easy.jp)」をご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。



### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### 利用可能時間

#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）  
 5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時  
 \* なお、平成31年1月からは、月曜日～金曜日は24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は8時30分～24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

**e-Taxホームページ** [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

平成 30 年 12 月

## 次期会長候補者 決定のお知らせ

平成31年2月5日(火)役員指名委員会(会長候補者推薦委員会)にて、次期会長として田村副会長を推薦することを決定し、同2月18日(月)正副、常任理事、監事会に報告承認され、平成31年3月14日(木)予算理事会にて議案として提出されることとなりました。



(株)エステーサービス  
代表取締役

**田村 純郎**

### ご挨拶

次期会長候補者として役員指名委員会よりご指名をいただきました田村純郎でございます。王子法人会は昭和26年の創立以来「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄の貢献する経営者の団体」として諸先輩方のご努力により発展してまいりました。微力ではございますが、会員企業と地域社会の発展のために力を尽くしてまいりたいと存じます。どうぞ、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 法人会関係略歴

- 平成9年 理事就任
- 平成13年～23年 常任理事就任
- 平成23年～ 副会長就任 総務委員長や会費改定委員長、東法連監事等を歴任現在に至る。

本部・地区だより

## OH 活動レポート

### 「税制改正提言事項」の要望活動

平成30年11月5日(月)・27(火)  
於：北区役所、北区議会、太田議員事務所

「平成30年度税制改正提言事項」を水越会長ならびに飯野税制委員長により、花川北区長、榎本北区議会議員、太田議員事務所へ中小企業の声として、お渡ししてまいりました。



花川北区長へ提言書をお渡ししました。 榎本北区議会議員へ提言書をお渡ししました。



多くの皆様にご参加いただきました。

### 第3地区 研修会

平成30年11月18日(日) 於：横浜市

三溪園にてお茶会、菊花展見学、公園にてイベント運営方法の実践を視察し、中華街にて昼食後、新しくなった元町商店街を散策。継続は力なり、人の喜ぶことを続けることの大切さを実感しました。

地域密着・顧客支援を第一に

# 瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店	〒114-8571	北区田端新町3-25-2	03-3893-6151	赤羽支店	〒115-0055	北区赤羽西1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条5-5-10	03-3902-1191	浮間支店	〒115-0051	北区浮間4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原2-45-12	03-3910-3911	田端支店	〒114-0014	北区田端1-13-11	03-3828-6211



笠松地区長の挨拶

**第8地区 健康セミナー** 平成30年11月29日(木) 於：横浜市

平成30年11月29日、次のとおり健康セミナーを開催し、有意義な時間を過ごすことができました。

- ①「大腸がん、最近の治療方法」：講師医療法人社団 博栄会赤羽中央総合病院消化器外科医長上小鶴弘孝氏
- ②「高血圧症の管理～医師が目指しているもの」：講師医療法人社団 健樹会理事長横山医院院長・医学博士横山健一氏

**第5地区 日帰り懇親バスツアー**

平成30年12月1日(土) 於：木更津・富津

当日は天候も良く23名参加で、インスタ映えすると評判の濃溝の滝や酒造見学、みかん狩り&海鮮浜焼き食べ放題等々盛沢山の内容と、帰路のレインボーブリッジ上では打上げ花火のサプライズもあり1日皆満喫しました。



みかんいっぱい採れました。



最高の1日でした。



いつも満席の会場

**第1地区 研修会「第30回王子落語会」**

平成30年12月10日(月) 於：王子小劇場

恒例の王子落語会、第30回の今回は、今年3月に亡くなりました左談次師匠ゆかりの立川左平次、瀧川鯉昇、桂米紫、立川こはるの皆さんがご出演、左談次師匠の名演を偲びながらも、しみりすることなく、満席となった会場は熱気と笑いで包まれました。

**源泉部会2月研修会・新年賀詞交歓会**

平成31年2月13日(水) 於：北とびあ 天覧の間

2月の研修会は「確定申告について」の内容で、王子税務署王子税務署個人課税第一部門上席の嶋田様よりご説明頂きました。

続いて賀詞交歓会に移り、清水部会長の新年の挨拶の後、水越会長、田島署長よりご挨拶頂き、賑やかに交歓会が行われました。



挨拶する清水部会長

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

**ネット医療相談サービスのご案内**



本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様**月1件のご相談まで無料**で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



ご利用はこちら



お問い合わせ

株式会社メディカルノート  
support@medicalnote-qa.jp

INFORMATION  
board

# 第8回通常総会



日時／2019年6月17日(月)

場所／北とぴあ 13階 飛鳥ホール

## 3月

1(金)	広報委員会	12(火)	青年部会常任幹事会
2(土)	滝野川(第5・6)ブロック講演会	13(水)	決算法人説明会
4(月)	第13地役員会	14(木)	予算理事会
5(火)	決算法人説明会	18(月)	源泉部会 3月研修会
5(火)	総務委員会	19(火)	税制・税務委員会
6(水)	新設法人説明会	20(水)	共益事業推進委員会
7(木)	第4回厚生事業推進委員会	22(金)	第1地区役員会
8(金)	正副、常任理事、監事会	24(日)	第4地区親睦ゴルフコンペ
8(金)	第15地区異業種交流会	26(火)	女性部会常任幹事会
9(土)	厚生事業推進委員会 スプリングウォーク	26(火)	第8地区しゃぶしゃぶ会
		26(火)	第11地区役員会

## 4月

9(火)	青年部会総会・懇談会
11(木)	第21地区総会・研修会
18(木)	女性部会監査会
18(木)	女性部会常任幹事会
18(木)	第4地区総会・研修会
23(火)	第9地区総会・研修会
25(木)	第11・12・13・14地区 総会・合同研修会



王子法人会ホームページアドレス <https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

## 編集後記

桜咲く3月です。新元号発表まで、ひと月を切りました。  
新元号は248番目の元号になります。どんな元号なのか楽しみですね。

三月になると毎年思い出す俳句があります。  
「さまざまのこと思い出す桜かな」俳聖 松尾芭蕉の句です。  
芭蕉が生きた50年間は、寛永、正保、慶安、承応、明暦、万治、寛文、延宝、天和、貞享、元禄、と元号が11回も変わりました。

平成の31年を振り返りますと、さまざまなことが思い出されます。  
新元号と同時に新しい時代がやってきます。

KITAきつね通信も新しい時代に、ふさわしい会報誌になりますよう  
取り組んでまいります。皆様からのご意見をお待ちしております。

広報委員 阿部花山

## 読者投稿大歓迎

テーマは自由です。  
採用された方には  
もれなくクオカードを贈呈。

## スマホでキツネ通信

右記のQRコード  
よりアクセスして  
キツネ通信をお読  
みいただけます。



<https://www.oji-hojinkai.or.jp/kitakitsune/>

Androidの場合はAndroidマーケットから  
PDF読取り用アプリをダウンロードして下さい。  
(Adobe Reader 等)

# 北区を食べる

94



ハラミ



▲ 間接照明の  
落ち着いた店内

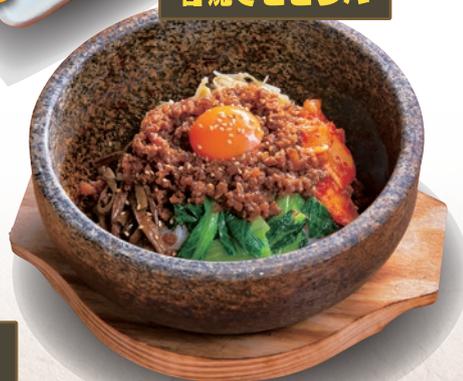
芯タン



キムチ  
盛り合わせ



石焼きビビンバ



カルビ



## 炭火焼肉 きたむら

〒114-0024  
東京都北区西ヶ原1-3-7 ピュアサクシードとも201  
TEL : 03-5972-4170  
URL : <https://yakiniku-kitamura.com/>  
営業時間 17:00~23:30 (Food L.O 22:45) (Drink L.O 23:00)  
定休日:水曜日



アボカド  
蕎麦サラダ



▲ 駒込の隠れた人気店



### 焼肉屋さんの進化形、 極上肉をジャズと共に。

今回お邪魔したのは、霜降橋にほど近い「炭火焼肉きたむら」さんです。店名の由来は、いろいろ考え抜いた結果、ご自分の名前が一番良い響きだったことから「きたむら」に。

ジャズをBGMに、BARと見紛うほどのオシャレな空間。高級感のある、落ち着いた雰囲気の内を柔らかい間接照明の光が照らします。小さなお子様連れでも大歓迎、ベビーカーもどうぞということなので、赤ちゃんと一緒にママも安心して、こだわりの焼肉が味わえます。

人気のメニューはハラミや芯タンなど。素材はそのときどきで一番美味しい国産牛肉、北海道から九州までの厳選された選りすぐりの逸品を提供しています。極上の肉を絶品の自家製ダレで、ぜひご堪能なさってみてはいかがでしょうか。

要予約、団体は最大30名様位まで。20名様以上なら貸し切りも可能ですので、パーティーや2次会にもご利用いただけるそうです。

ご来店お待ちしております





フェンシング・エヘ  
山田あゆみ

きつと、夢咲かせる  
城北信用金庫は、所属する  
アスリートを紹介スポーツの  
万能性への理解を深めることで、  
より豊かな地域や社会づくりを目指します。

## Johoku Athletes Club

競技やシーズン、活動拠点の違う6名のアスリート職員が在籍しています。



夢をかなえるパートナー  
**城北信用金庫**

第31回

# きたくなるまち 区民寄席

2019.4.7日 開演14:00  
(開場13:30)

**北とぴあ・さくらホール**  
(JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子駅」徒歩2分)

**チケット発売中**

お馴染み三遊亭円楽が区民寄席に初登場 / おとぼけ口調にファン多し、北区の至宝・瀧川鯉昇と洗練された所作と語り口、古典の名手・古今亭菊之丞。浅草で人気、母心の息のあつた漫才までたっぷり / 第29回北とぴあ若手落語家競演会大賞受賞・柳亭市弥も登場 /

三遊亭円楽  
さんゆうてい えんらく

瀧川鯉昇  
たきかわりしろう

古今亭菊之丞  
ここんてい きくのすけ

母心  
ははこころ

第29回  
北とぴあ若手落語家競演会  
大賞受賞者  
柳亭市弥  
りゅうてい しまや

**全席指定**

一般	1階席 3,600円	2階席 2,600円
U-25	1階席 1,800円	2階席 1,300円

※U-25は25歳以下限定。入場時に生年月日がわかるもの(保険証、学生証など)をご提示ください。

**定額の半額**

**プレイガイド**

- 北とぴあ1階チケット売場(窓口のみ/10:00~20:00) ※臨時休館日10:00~18:00、全館休館日は休業
- チケットぴあ(Pコード490-212)
  - 電話予約 ▶0570-02-9999
  - インターネット予約 ▶<http://pia.jp/t/>
  - ※セブンイレブンでも直接お買い求めいただけます。
- e+(イープラス) ▶<http://eplus.jp/> (パソコン・携帯)
  - ※ファミリーマートでも直接お買い求めいただけます。

**その他**

- ※未就学児のご入場はご遠慮ください。
- ※車椅子席をご希望の方は下記お問い合わせ先にてご予約ください(数に限りがあります)。

**主催・お問い合わせ**

(公財)北区文化振興財団 03-5390-1221 (平日9:00~17:00)

**Present**

ご招待 2組4名様

ご希望の方は、官製はがき又はFAX・メールにて希望のプレゼント名、住所、氏名、会社名、年齢、ご意見ご感想を記入してお申し込みください。発送をもって発表にかえさせていただきます。

**お申し込み**

FAX: 03-5390-1115  
e-mail: info@oji-hojinkai.or.jp  
〒114-0002  
北区王子1-11-1北とぴあ12F  
公益社団法人王子法人会

—プレゼント名—

- 住所
- 氏名
- 年齢
- 性別
- 会社名
- TEL
- KITAきつね通信に関するご意見、ご感想

**応募の締め切り**

2019年【3月末】まで